



星田北・高田

土地区画整理 準備組合 通信

第2号 (2015年12月)

発行：星田北・高田土地区画整理準備組合

アリオの出店意向を再確認！

先般、当準備組合に対してイトーヨーカ堂から出店意向書が提出され、理事会にて受領しました。同書には、当地区への出店の意向が明確に表明されており、強い進出意欲が感じられました。

このため理事会でも、交野市をはじめ関連行政機関に対しても強く支援を要請し、できる限り早く本組合の設立に至るよう努力していくことを確認しました。

アリオの出店を前提とした当地区の事業化には道路交通網や上下水道の整備等々多くの調整事項があり、関係機関の協力を得つつ、一歩ずつ進んでいきたいと思っておりますので、組合員の皆様におかれましてもご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

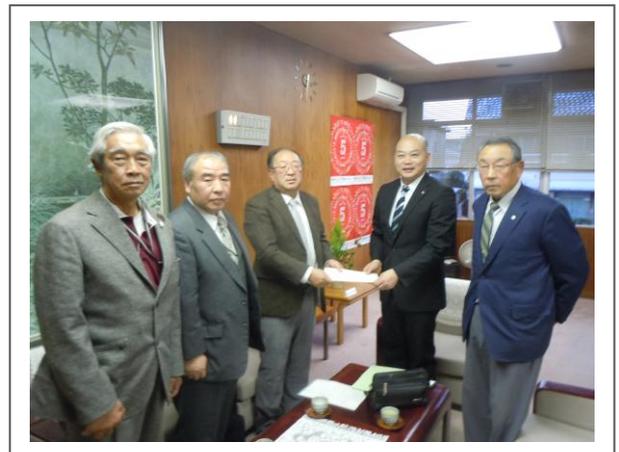
交野市・枚方市・大阪府に技術支援を要請

当準備組合では、土地区画整理法第75条に基づく「技術的援助の請求」として、交野市・枚方市・大阪府にそれぞれ技術支援申請書を提出しました。特に交野市については、12月15日(火)午後3時、中井理事長・近藤副理事長・岡市副理事長・土井副理事長が市役所市長室を訪れ、黒田市長に支援を要請しました。

中井理事長が技術支援申請書を手渡した後、市長と約30分懇談し、今後の事業化に当たっての課題等を話し合いました。

市長は、当地区のまちづくりについては、市長戦略(案)の中にも盛り込んでおり、周りの環境にも配慮し引き続き支援していきたいと述べられ、市としても積極的に進めていく意向を示されました。

また、枚方市、大阪府には事務局を通じて技術支援申請書を届けました。



当地区が重要な施策として挙げられている市長戦略(案)は12月1日から1月5日までパブリックコメントが行われており、交野市ホームページにて閲覧可能です。

(<http://www.city.katano.osaka.jp/docs/2015113000029/>)

当通信は、市役所ホームページでもご覧いただけます。(<http://www.city.katano.osaka.jp/soshiki/tosi/>)

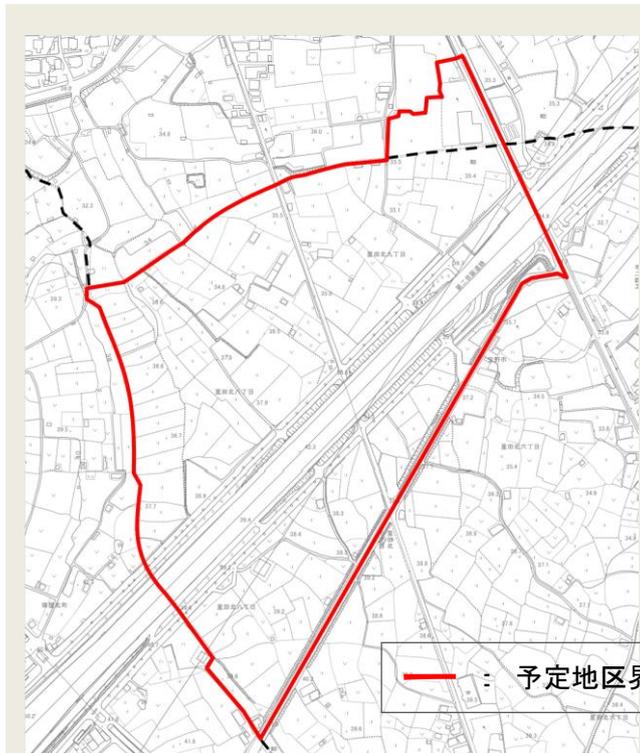
星田北・高田土地区画整理準備組合 事務局：〒576-8501 交野市私部1-1-1 交野市役所都市計画課内

TEL：072-892-0121(内線521) 担当：金居、古澤(土日祝日を除く平日9:00~17:00受付)

＜ご不明な点やご意見・ご相談等ございましたら、何でも結構ですので、お気軽にお問い合わせ下さい＞

.....地区界測量を始めます.....

土地区画整理事業の実施に向けて施行区域を確定するため、地区界測量を始めます。以前にもお知らせしておりましたが、当地区は北側は枚方市と、西側は寝屋川市と境を接しているため、行政間の調整も必要となり、時間を要しておりました。この度準備が整う見込みとなり関係者には個別に立ち合い日程等をお知らせいたしますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。



1. 工 期 平成 28 年 1 月～3 月を予定
2. 作業内容
 - ①区域の決定
⇒図面上で設定した準備組合の区域（予定地区界といいます）について測量を行い、区域を決定します。
 - ②行政界資料調査
⇒地区に隣接する、枚方市及び寝屋川市に行政界の測量データがあるか確認します。
 - ③地区界資料調査
⇒筆界の実測・境界確定データがあるか確認し、参考にします。
 - ④地区界点測量
⇒地区調査した資料を基に境界点の復元及び観測を行います。
 - ⑤地区界立会及び確認書の締結
⇒地区界点に接する市及び土地所有者と境界杭の立会を行い、明示及び筆界確認書を締結します。
 - ⑥点検・整理
⇒上記作業の点検及び整理を行います。

枚方市域で埋蔵文化財の試掘が行われます

当準備組合の枚方市に含まれる区域では、枚方市教育委員会により来年2月から埋蔵文化財の試掘が予定されており、現在準備が進められています。年度内には終了する予定ですので、結果については改めてご報告いたします。

周辺の状況

- ・星田駅北地区では 11 月 14 日（土）と 19 日（木）に農地の集約等について勉強会が開かれました。また、事業協力者である戸田建設（株）により各種施設の誘致について検討が進められています。
- ・枚方市と交野市にまたがる茄子作南地区では土地区画整理事業の実施に向けて来年3月には都市計画決定がなされる予定です。

解説コーナー

地区界

土地区画整理事業を施行する区域と、施行しない区域の境を示すもので、公共用地を管理する地方公共団体や土地の所有者権者の立会を求めて決めます。

地区界測量

公図をもとに、現地で立会を行い、関係権利者の承諾をもとに地区界を決定する作業。この作業により、正確な地区面積も分かります。

文化財調査

土地区画整理事業や開発を行う場合、市の教育委員会と協議し調査が必要になります。特に「周知の埋蔵文化財包蔵地」（当地区では平池遺跡）では文化財保護法 93 条に基づき発掘等を行う必要があります。

